平成２４年（フ）第１２９号
岐阜県各務原市蘇原早苗町82番地　グレース早苗505
債務者　塩谷　尚史
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２６４号
神戸市中央区生田町１丁目３番３号　ジョイマンション502号
債務者　川間　勇二
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６１号
神戸市須磨区妙法寺字寺ノ界地100番地、前住所兵庫県明石市松が丘１丁目４番18―302号
債務者　宮本由起子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７１号
神戸市中央区若菜通５丁目２番４号　青葉マンション605号、従前の住所神戸市垂水区高丸５丁目５番１―406号
債務者　片山　　勤
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６号
兵庫県宝塚市星の荘23番６号
債務者　山崎小夜子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第８７号
兵庫県伊丹市桑津２丁目７番11号
債務者　郡原　晶子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１３号
兵庫県佐用郡佐用町三日月347番地１
債務者　野村　由紀
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１５号
兵庫県たつの市龍野町片山646番地３
債務者　長尾加奈子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２４号
島根県出雲市斐川町神氷1475番地
債務者　岡野　節子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第３１号
島根県出雲市大津町3753番地サンフォーレ富士103
債務者　松本　洋之
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１２８号
愛媛県松山市溝辺町乙７番地　溝辺団地10棟76号
債務者　石風呂千世子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７号
愛媛県今治市南高下町４丁目２番３号　フジコーハイツ１―103号、前住所愛媛県今治市衣干町４丁目６番２号、前々住所京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１
債務者　林　　瞳（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１２０号
宮崎市鶴島３丁目79番地２　田中第２マンション201号
債務者　本多　美義
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６１号
宮崎県都城市早鈴町5031番地メゾン・ジュネスＡ101号室
債務者　瀬之口航太郎
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第７１号
長野県松本市浅間温泉１丁目８番Ｃ―106号
債務者　塩澤　英子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第７３号
長野県大町市大町6501番地１
債務者　宮田　盛夫
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第８３６号
名古屋市南区六条町４丁目８番地　スカイマンション松原103号
債務者　丹羽　愛美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部